

石川県立中央病院における厚生労働科学研究費補助金に係る不正使用防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県立中央病院（以下「当院」という。）における厚生労働科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(法令の遵守)

第2条 科研費の適正な運営及び管理については、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「構成員」とは、当院の科研費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、他の用途への使用、交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用等をいう。

(最高管理責任者)

第4条 科研費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、病院長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知する。

3 最高管理責任者は、前項に定める基本方針を策定するときは、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者の意見を聴くものとする。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って科研費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

5 最高管理責任者は、構成員の行動規範を策定する。

(統括管理責任者)

第5条 当院に、最高管理責任者を補佐し、科研費の運営及び管理について当院全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、病院長が指名する副院長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づく当院全体の不正使用防止の計画（以下「不正使用防止計画」という。）を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、前項に定める不正使用防止計画を策定するときは、コンプライアンス推進責任者の意見を聴くものとする。

（コンプライアンス推進責任者）

第6条 科研費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、倫理委員会委員長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 前条第2項に定める不正使用防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
 - (2) 不正使用の防止を図るため、構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) コンプライアンス教育の受講の機会等に構成員から不正を行わない旨の誓約書（様式1、2）を徴取する。
 - (4) 科研費の不正使用防止に関する啓発活動を定期的実施する。
 - (5) 構成員が適切に科研費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて是正を指導する。

（監事）

第7条 不正使用防止に関する内部統制の整備・運用状況について当院全体の観点から確認し、意見を述べる者として監事を置き、管理局長をもって充てる。

- 2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正使用発生要因が不正使用防止計画に反映されているか、また、不正使用防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

（防止計画推進部署）

第8条 最高管理責任者は、不正使用防止計画を適切に推進する部署として、防止計画推進部署を置き、用度課情報管理係が担当する。

- 2 防止計画推進部署は、最高管理責任者の指導監督の下、主体的に不正使用防止の対策を講じる。

- 3 防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正使用防止計画の策定、実施状況、見直し等について、定期的に意見交換を行う。

(内部監査部署)

第9条 最高管理責任者は、内部監査を担当する部署として内部監査部署を置き、総務課経理係が担当する。

- 2 内部監査部署は、最高管理責任者の指導監督の下、監査を実施するほか、監事及び防止計画推進部署と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施する。

(研修)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、コンプライアンス教育に係る研修及び啓発活動を実施し、構成員の規範意識の向上と浸透を図るものとする。

(構成員の責務)

第11条 構成員は、科研費の執行に当たっては、関係する法令、条例、規則及びその他の諸規程・規範を遵守し、公正かつ適正に取り扱わなければならない。

- 2 構成員は、不正使用防止計画に則り、不正使用防止に取り組まなければならない。
- 3 構成員は、コンプライアンス教育に係る研修を受講するとともに、前項に定める事項を約するため、誓約書（様式1、2）を最高管理責任者に提出しなければならない。
- 4 前項の義務を履行しない者にあつては、科研費の申請並びに運営及び管理に関わることができない。

(ルールの明確化・統一化)

第12条 最高管理責任者は、科研費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「使用ルール」という。）を明確にし、構成員に周知を図る。

(職務権限の明確化)

第13条 科研費の執行に関する事務処理上の権限及び決裁手続きについては、関係法令及びこの規程に定めるもののほか、石川県財務規則（昭和三十八年

十二月三十一日規則第六十七号) によるものとする。

(相談窓口の設置)

第14条 使用ルール等について、病院内外からの相談を受け付ける窓口として相談窓口を置き、用度課情報管理係が担当する。

(通報及び告発の受付窓口)

第15条 不正使用に関する病院内外からの通報及び告発(以下「通報等」という。)を受ける窓口として通報窓口を置き、用度課情報管理係が担当する。

2 通報窓口に不正使用に関する通報等があった場合は、通報窓口の担当者は最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者へ報告するとともに、速やかに当該申立てを受領した旨を当該申立て者(以下「通報者」という。)に通知するものとする。

(通報等の方法)

第16条 通報等は通報窓口に対して書面、電話、電子メール又は面談により行うものとする。

2 科研費の不正使用に関する通報等を行う者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で通報等をしてはならない。

3 通報者は、客観的事実に基づき、誠実に通報等を行わなければならない。

4 通報者は、当該通報等に係る調査に協力しなければならない。

5 通報者は、実名により通報等を行わなければならない。ただし、客観的に事実が説明できる資料があるときは、この限りでない。

6 報道や会計検査院等の外部機関からの不正使用に係る指摘については、通報等と見なすものとする。

(守秘義務)

第17条 相談窓口及び通報窓口の担当者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(科研費の不正使用に係る調査)

第18条 最高管理責任者は、第15条第2項に基づく不正使用に関する通報等の報告を受けた場合は、当該通報等に係る科研費の不正使用に関し必要な調査を行うものとする。

2 第1項の調査に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(物品等の検収等)

- 第19条 物品の購入、製造及び修理並びに役務に係る契約に伴う検収業務については、財務規則等の定めにより行うものとし、用度課用度係が担当する。
- 2 前項の検収完了後、当該契約の履行の適否に係る検査を行うものとし、用度課情報管理係が担当する。

(出張の確認)

- 第20条 業務遂行上必要となる出張については、当院が定める出張願及び申出書により病院長の承認を受けなければならない。
- 2 出張を行った者は、出張終了後、速やかに当院の定める復命書に会議資料等出張を証する書類を添付し、用度課情報管理係に提出する。

(関係者の意識向上)

- 第21条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は構成員に、使用ルールの周知徹底や適正な管理及び運営に対する意識の向上を図る。

(取引業者への対応)

- 第22条 防止計画推進部署は、当院における科研費に係る取引業者に、相談窓口及び通報窓口について周知するものとする。
- 2 取引業者は、当院が求めた場合は、不正に関与しない旨の誓約書(様式3)を提出しなければならない。
- 3 取引業者が不正を行った場合は、県が定める石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱(昭和60年10月1日施行 平成27年4月1日改正)が適用される。

(細則等への委任)

- 第23条 この規程に定めるもののほか、科研費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月9日から施行する。